

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

メール版「NPO通信」 (令和4年9月5日号)

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

長野県県民協働課から、メール版「NPO通信」をお送りします。
このメールは、Bccで送信しています。

【1】NPO法人運営セミナー「ICT活用講座」を開催します

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、人との接触機会を減らすツールとして、リモート勤務、WEB会議、電子申請、オンライン手続きなどが広がっています。こうした様々な電子化への対応は待ったなしの状況で、NPO法に基づく諸手続きも、まもなく電子化されます。今や、NPO法人の運営にICT（情報通信技術）の活用は必須になりつつありますが、導入が進まない法人も少なくありません。

そこで、パソコンやインターネットの活用に悩んでいるNPO法人を対象に「ICT活用講座」を開催します。

ICTとは、パソコンやインターネットに関連する情報通信技術のことです。

「パソコンで会計処理や文書の作成をしたい!」「インターネットで情報を検索するには?」「オンライン会議をしてみたい!」「インターネットで広報をしたい!」など、ICT活用の一歩を学ぶ講座を計画しました。

会場は、千曲市市民交流センター「てとて」。全3回の講座に参加できる方が対象です。なお、3回目のみオンライン（Zoom）参加が可能です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日程の延期又は中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

●詳細はこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/ictkatsuyouseminar.html>

【2】報告：令和4年度NPO法人運営セミナー「NPO法人解散セミナー」を開催しました

令和4年8月10日（水曜日）に「NPO法人解散セミナー」をオンライン（Zoom）及び松本合同庁舎等のサテライト会場で開催し、28名の皆さんが受講され、解散の手続きや清算などについて学びました。

NPO法には、休眠法人の規定がありません。会員の減少や高齢化で思うような活動ができない、活動の実績がない状態が続いているような法人は、「解散」も一つの選択肢として考えていく必要があります。なお、活動実績のない状態を放置し、3年にわたって事業報告書を提出しない場合は、設立の認証が取り消されることがあり、取消時の役員は取消から2年以内は他のNPO法人の役員になることができないなどの不利益が生じます。

解散の手続きについてのご相談は、県民協働課まで。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/npokaisan.html>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/setsuritsu.html>

【3】令和4年12月（予定）：「ウェブ報告システム」の運用を開始します！

これまで特定非営利活動法人（法人設立の希望者も含む。以下、「NPO法人」という。）が所轄庁（長野県）に書面で行ってきた申請・届出等について、ウェブサイトを通じてオンラインで入力や提出などを行う「ウェブ報告システム」の運用を令和4年12月から開始する予定です。

法人と所轄庁の利便性を向上させるとともに、広く一般市民にとっても法人の情報を分かりやすく提供するシステムとなっております。

現在、内閣府において、システム開発が進められており、使用方法など、詳しくは、11月頃、ホームページ等でお知らせをいたします。

●詳細はこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/websys.html>

【4】内閣府からのお知らせ：電子帳簿保存法の改正による電子取引データの保存方法の見直しについて

令和3年度税制改正により、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について見直しが行われ、各税法で紙での保存が義務付けられている帳簿書類を電磁的記録（電子データ）により保存するに当たっての要件が緩和されました。また、令和6年1月1日以後に電子的に送付・受領した請求書・領収書・契約書等の取引情報電子取引データについては、プリントアウトせずに一定の保存要件に従って電子データのまま保存することが必要とされました。

●詳細はこちら <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/oshirase.html>

●参考1：国税庁HP「電帳法特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

●参考2：内閣府NPO法 Q&A

<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninteiseido/nintei-hantei-soshiki#Q3-7-5>

【5】内閣府からのお知らせ：組合等登記令の改正により従たる事務所の所在地を管轄する法務局での登記が不要となりました

これまでNPO法人の設立の認証等においては、そのすべての事務所の所在地で登記が必要とされていましたが、令和4年9月1日より、従たる事務所の所在地を管轄する法務局における登記が不要となります。

●詳細はこちら <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/toukireihenkou.html>

【6】特定非営利活動促進法の Q&A シリーズ

Q. 3年にわたって事業報告書を提出しないとどうなるの？

A. NPO 法人設立の認証が取り消されます。(法第 43 条)

長野県では、毎年いくつかの NPO 法人が、3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないことを理由に設立の認証を取り消されています。設立の認証が取り消されると、取消時の役員は設立の認証を取り消された日から2年以内は他の NPO 法人の役員になることができません。(法第 20 条第 6 項) 事業報告書は、法で定められた期限内に提出してください。提出が難しい場合は、設立の認証が取り消される前に「法人の解散」を検討してください。

●参考：事業報告書等未提出法人への対応

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/kyodo/kyodo/npo/miteshutsu.html>

【7】9月10日～9月16日は自殺予防週間です

お近くに「いつもと様子が違う」「悩みをかかえている」ような方がいらっしゃれば、相談窓口への相談をすすめてください。

○こころの相談窓口についてはこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/zisatsutaisaku/soudanmadoguchi.html>

県ではゲートキーパーの養成をしています。

ゲートキーパーとは、悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

ゲートキーパー研修動画を一般公開していますので、ぜひご覧ください。

○ゲートキーパーについてはこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kokoro/zisatsu.html>

また、コロナ禍で大変な思いをしている子どもたちに向けたリレーメッセージ動画を作成し、YouTubeにて公開していますので、こちらもぜひご覧ください。

○子どもたちへ向けたリレーメッセージ動画特設ページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kodomodouga.html>

【8】助成金情報

■令和5年度 花博自然環境助成【公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会】

=====

国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承発展または普及啓発に資する事業であって、生命の象徴としての「花と緑」に関連する広汎な分野において、科学技術または文化の発展、交流及び災害復興に寄与するものが対象です。

●応募資格や募集期間等の詳細はこちら

https://www.expo-cosmos.or.jp/main/zyosei/invitation_05.html

■2022年こくみん共済coop地域貢献助成【こくみん共済coop（全労済）】

=====

防災・減災活動、環境保全活動、子どもの健全育成活動について、地域で活動している市民団体等に対しての助成です。

●応募資格や募集期間等の詳細はこちら

<https://www.zenrosai.coop/zenrosai/csr/josei>

■2023年度安全事業助成【公益財団法人 日工組社会安全研究財団】

=====

犯罪と関わりなく安全かつ安心して生活できる社会の実現を目指した諸活動（犯罪の予防活動を中心に少年非行防止、被害者支援等）に対しての助成です。

●応募資格や募集期間等の詳細はこちら

<https://www.syaanken.or.jp/?p=12257>

■地域活動団体への助成事業「生活学校助成」【公益財団法人あしたの日本を創る協会】

=====

身近な地域や暮らしの課題解決に取り組む地域活動団体や全国の生活学校が連携して行う
全国運動に参加する意向のある団体が対象です。

●応募資格や募集期間等の詳細はこちら

<http://www.ashita.or.jp/sg2.htm>

【県民協働課からのお知らせ】 イベント情報の掲載について

NPO通信（原則として毎月末発行）を活用していただき、NPO 法人が行う、全県を参加対象にしたイベント情報の掲載を始めました。掲載を希望される法人は、次の情報を県民協働課までメールでお知らせください。

なお、参加者が特定地域に限定されている場合や募集期間が短期間のものなど、掲載できない場合もありますので予めご了承ください。

(1) イベント名 (2) 主催者 (3) イベント情報が掲載されているホームページ

配信について

※配信を希望されない方は以下までメールにてご連絡ください。

件名：「配信停止希望」 宛先：info-npo@pref.nagano.lg.jp



長野県県民文化部 県民協働課 協働・NPO係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7189

FAX 026-235-7258

E-mail info-npo@pref.nagano.lg.jp

